



島根県報

令和元年12月3日（火）

第 6 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（ ” ）	3

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	3
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5
公共測量の終了	（ ” ）	5

告 示

島根県告示第427号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市大東町篠淵1526
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第428号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町熊見220-1、283-1、283-2、284、286、287、289、290-1、290-2、291-1、291-3、298-3から298-6まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
熊見220-1・283-1・283-2・289・290-2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

島根県告示第429号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町大呂1996-53、1996-54、1996-57、1996-59、1996-62、1996-63

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

(1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	11
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	176
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	7,110
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	4,505
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	37,385
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	585
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	4,126

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	55
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	2,089
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	670
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	2,407
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	30
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の規定による特別給付金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	4
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	3
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	4
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	300
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	3
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事業の内容	利用件数
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	21
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	9
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	33
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	353
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1

2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
-----	-------	------

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に係る事実についての審査等に関する事務	1
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	121

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年12月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
令和元年11月23日から令和2年3月16日まで
- 3 作業地域
益田市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和元年11月20日に終了した旨江津市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年12月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間
令和元年6月6日から同年9月27日まで
- 3 作業地域
江津市二宮町神主地内